



別海町合葬墓の使用開始について

昨年11月に、べつかい霊園内に建立した「別海町合葬墓」の使用申請受付を開始します。本町では、生活様式や価値観の多様化、少子高齢化や核家族化などにより社会を取り巻く環境が急速に変化する現状において、家族、親族によるお墓の継承や管理に不安のある方、経済的な事情からお墓を持っていない方などに対し、埋蔵方法の選択肢を広げることを目的として合葬墓を整備しました。

合葬墓の使用に関する詳細や不明な点については、下記担当までお問い合わせください。詳しくは町ホームページでもお知らせする予定です。

合葬墓とは

一つのお墓に複数の焼骨（火葬後の遺骨）を埋蔵する合葬式のお墓で、約1,800体の焼骨を埋蔵することができます。

管理は町が行いますので、継承者の問題やお墓が放置されるなどの心配はありません。また、使用条件等を満たした方であれば、人種、国籍、宗教、思想などに関係なく使用することができます。

使用申請受付開始

4月1日(日)から使用申請受付を開始します。

※納骨日時は申請内容の審査後に調整し、許可証の交付時点で決定となりますので、申請後すぐに納骨できるわけではありません。

使用できる方（申請者）

町営墓地（別海町墓地条例に規定する墓地）を使用していない、または使用している区画を返還する方で次のいずれかに該当する方

(1)改葬（既に埋蔵等されている遺骨を別の墓地等に移す）の場合

- ①本町に住所または本籍を有している方
- ②本町内に所在する墓地または納骨堂（民営の墓地等も含む）から改葬しようとする方（住所、本籍は問いません）

(2)改葬以外の場合

- ①本町に住所または本籍を有している方
- ②本町に住所または本籍を有していた故人の焼骨を埋蔵しようとする方（住所、本籍は問いません）

使用料

(1)申請者が別海町民の方

焼骨1体につき10,000円（複数の焼骨を一度に改葬する場合は上限額50,000円）

(2)申請者が別海町民以外の方

焼骨1体につき16,000円（複数の焼骨を一度に改葬する場合は上限額80,000円）

申請に必要なもの

- ①合葬墓使用許可申請書
- ②埋蔵される故人の火葬許可証
- ③埋蔵される故人の改葬許可証（改葬の場合のみ）
- ④申請者の住民票
- ⑤印鑑

※上記の他に、戸籍謄本などが必要になる場合があります。

必要書類は該当する使用条件によって異なりますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

注意事項

- (1)合葬式のお墓ですので、一度埋蔵された焼骨は返還できません。埋蔵後のトラブルには対応しかねますので、ご家族等と十分に相談の上、決めてください。
- (2)焼骨以外のものは入れることができません。

引っ越しごみはごみ処理場へ

引っ越しや大掃除などで、一度に大量の家庭ごみを出す場合は、ごみステーションに排出せず、別海町ごみ処理場へ直接持ち込みをお願いします。



自分で持ち込む場合

- 搬入量に応じてごみ処分手数料を徴収しますので、**現金をご用意ください。**
- ごみをまとめるときは、透明または半透明の袋に入れてください。(指定ごみ袋を使用する必要はありません。肥料袋、フレコンバッグ、ダンボール等、外から中身を確認できないものに入れての持ち込みはできません。)
- あらかじめ、ごみ出しルールの分別区分によって分別した上で持ち込みください。

自分で持ち込むことが難しい場合

- 「一般廃棄物収集運搬許可業者」に依頼することができます。この場合、ごみ処理場で支払うごみ処分手数料のほか、**許可業者に収集運搬料**を支払う必要があります。

※許可業者以外に収集運搬を依頼することは、**違法行為**となりますのでご注意ください。

ごみ処理場で受け入れができないごみ

ごみ処理場では、解体作業が難しいものや特殊な素材のものなど、受け入れできないごみがあります。これらは、**ごみステーションへの排出も、ごみ処理場への持ち込みもできません。**

ご不便をお掛けしますが、廃棄する場合は下記担当へご相談ください。

【主な例】

- スプリングマットレス
- 畳
- 家電リサイクル法対象製品 (テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン)
- 建築物または建築物以外の工作物 (物置など) の解体に伴うごみ

問合せ/町民生活担当 (内線1212・1213)

別海町ごみ処理場

- 受付 月曜日から土曜日
午前9時から午後4時
- 住所 別海町別海362番地1
- 連絡先 TEL 75-3812
- ごみ処分手数料
家庭ごみ (もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ)
20kgごとに60円
※資源ごみは無料

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45~受付 10:00~11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別ふれあいセンター
3月	11日(木)	9日(火)	16日(火)
4月	8日(木)	13日(火)	20日(火)

※会場の都合や天候、新型コロナウイルス感染症の状況により予定を変更することがあります。

**参加費
無料**

参加対象者 ①65歳以上の方で、体力、気力の低下が気になる方
②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方 (64歳以下でも可)

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

※検温、マスク、手指消毒など感染症予防についてもご協力をお願いします。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

おうちで「頭」と「体」のエクササイズ!

やってみよう!

「頭」を使いながら「体」を動かすことで認知症予防の一助になります!

今月のエクササイズ

- 「じゃん、けん、ぽん」と声を出しながら左手でグーを出します。
- 「ぽん」の時にそれに勝つパーを右手で作ります。
- 左手はグー、チョキ、パーの順で出します。それに勝つものを右手で作ります。
- 慣れてきたら右手が負けるようにやってみましょう。



地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です

■申込み・問合せ/TEL 79-5500 (直通) 役場1階福祉部内